○東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱

（平成28年東吾妻町告示第11号）

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町民のコミュニティ活動の推進を図るため、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業）

第２条　助成金の交付対象となる事業は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が定める魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に掲げる各事業とする。

（助成対象団体）

第３条　助成の対象となる者は、前条の事業を実施するもので、町内における行政区、又はこれに準ずる地域住民が組織する団体（以下「団体等」という。）とする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、協会が決定した金額とする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする団体等は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書（様式第１号）に、実施要綱に基づく書類を添え、町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び通知）

第６条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等の審査をし、助成金の交付の可否を決定したときは、魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付（申請却下）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第７条　助成金の交付決定を受けた団体等は、前条の当該交付決定を受けた事業内容について変更する場合又は助成事業を中止若しくは廃止する場合においては、魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更（中止・廃止）申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合で、計画変更により事業費に変更が生じたときは、魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更交付決定通知書（様式第４号）、その他については、魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第５号）により、申請者に承認の通知をするものとする。

（実績報告）

第８条　助成金の交付決定を受けた団体等は、当該事業完了後、速やかに魅力あるコミュニティ助成事業助成金実績報告書（様式第６号）に、実施要綱に基づく書類を添え、町長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び通知）

第９条　町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、助成金の額を確定するものとする。

２　町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、魅力あるコミュニティ助成事業助成金額確定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第10条　前条第２項の通知書を受けた団体等は、速やかに魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、助成金の一部又は全部の概算払を受けようとするときは、魅力あるコミュニティ助成事業助成金概算払申請書（様式第９号）に、前項に規定する魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付請求書を添えて町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該助成対象事業が確実に完成する見込みがあることを確認でき、かつ、必要があると認められる場合には概算払をすることができる。

（助成金の返還等）

第11条　町長は、助成金の交付決定を受け又は助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成交付決定額の一部又は全部を取り消すことができる。

(１)　交付要綱の規定に違反したとき。

(２)　申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

２　町長は、助成金の交付決定を取消したときは、助成金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（委任）

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行する。